行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40～60歳位の男性、身長165センチメートル位、体格小肥、着衣及び所持品なし

上記の者は、平成29年３月７日午前９時37分、静岡県熱海市上多賀1027番地の８アカオハーブ＆ローズガーデンの東北東方向約180メートルの海岸にて、全裸の仰向け状態で死亡しているのを発見されたものです。

身元不明のため遺体は火葬に付し、本市納骨堂にて保管してあります。心当たりの方は当市福祉事務所社会福祉課までお申し出ください。

平成29年４月11日

静岡県　　熱海市長　齊藤　　栄

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢70歳から90歳位、身長159センチメートル、体格やせ型、右鼻部に約１㎜大のイボのある男性

上記の者は、平成29年２月５日、一宮市朝日１丁目２番28号６号室内で発見された。死亡年月日は、平成29年１月上旬頃と推定される。

遺体は、火葬に付し、遺骨を保管しています。心当たりの方は、当市福祉部生活福祉課まで申し出てください。

平成29年４月11日

愛知県　　一宮市長　中野　正康

公示送達

水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知について、送付すべき場所を確知することができなかったため、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年４月11日

水戸・勝田都市計画事業
東海駅西第二土地区画整理事業
施行者　東海村
代表者　東海村長　山田　　修

記

1　権利者氏名　石川敬次郎
権利者住所　不詳
従前の土地
所在　那珂郡東海村大字舟石川字大山台834
地目　溜井
登記地積　396㎡
基準地積　398.60㎡
権利価額　8,587,403円
換地処分後の土地
街区番号　43街区
所在　舟石川駅西四丁目29－１
地目　宅地
地積　257.41㎡
権利価額　8,442,540円
清算金精算額　24,143円

2　権利者氏名　石川　定助
権利者住所　不詳
従前の土地
所在　那珂郡東海村大字舟石川字大山台834
地目　溜井
登記地積　396㎡
基準地積　398.60㎡
権利価額　8,587,403円
換地処分後の土地
街区番号　43街区
所在　舟石川駅西四丁目29－１
地目　宅地
地積　257.41㎡
権利価額　8,442,540円
清算金精算額　24,144円

3　権利者氏名　石川　寅吉
権利者住所　不詳
従前の土地
所在　那珂郡東海村大字舟石川字大山台834
地目　溜井
登記地積　396㎡
基準地積　398.60㎡
権利価額　8,587,403円
換地処分後の土地
街区番号　43街区
所在　舟石川駅西四丁目29－１
地目　宅地
地積　257.41㎡
権利価額　8,442,540円
清算金精算額　24,144円

4　権利者氏名　河野佳之助
権利者住所　不詳
従前の土地
所在　那珂郡東海村大字舟石川字大山台834
地目　溜井
登記地積　396㎡
基準地積　398.60㎡
権利価額　8,587,403円
換地処分後の土地
街区番号　43街区
所在　舟石川駅西四丁目29－１
地目　宅地
地積　257.41㎡
権利価額　8,442,540円
清算金精算額　24,144円

5　権利者氏名　髙倉勝之助
権利者住所　不詳
従前の土地
所在　那珂郡東海村大字舟石川字大山台834
地目　溜井
登記地積　396㎡
基準地積　398.60㎡
権利価額　8,587,403円
換地処分後の土地
街区番号　43街区
所在　舟石川駅西四丁目29－１
地目　宅地
地積　257.41㎡
権利価額　8,442,540円
清算金精算額　24,144円

6　権利者氏名　永山平四郎
権利者住所　不詳
従前の土地
所在　那珂郡東海村大字舟石川字大山台834
地目　溜井
登記地積　396㎡
基準地積　398.60㎡
権利価額　8,587,403円
換地処分後の土地
街区番号　43街区
所在　舟石川駅西四丁目29－１
地目　宅地
地積　257.41㎡
権利価額　8,442,540円
清算金精算額　24,144円

7　権利者氏名　石川孫三郎
権利者住所　不詳
従前の土地
所在　那珂郡東海村大字舟石川字大山台284
地目　山林
登記地積　138㎡
基準地積　138.90㎡
権利価額　2,939,451円
換地処分後の土地
街区番号　8街区
所在　大山台一丁目12－９
地目　宅地
地積　139.42㎡
権利価額　4,706,668円
清算金精算額　1,767,217円

教示

1　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この処分については、この処分があったことを知った日から起算して６月以内に東海村を被告として（訴訟において東海村を代表する者は東海村長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日から起算して６月以内であっても、この処分の日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して６月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して６月以内であっても、当該審査請求の日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。